



# 最近の社会情勢から考える 子どもの諸課題

～Ⅱ. いじめの事象から見えてくるもの～

和歌山信愛大学 わかやま子ども学総合研究センター長

桑原 義登

桑原 義登（くわはら よしと）：和歌山県有田市在住

1970年～2002年：和歌山県職員、2002年～2015年：和歌山信愛女子短期大学助教授、相愛大学教授・同名誉教授を経て、2019年4月から和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授。

和歌山県臨床心理士会会長、日本臨床心理士会代議員、日本心理臨床学会代議員、日本子どもの虐待防止学会代議員、和歌山県教育委員会委員等を歴任。和歌山県社会福祉審議会委員等、NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会会長、NPO法人子どもセンターるーも副理事長等。

研究業績：「被虐待児童の児童養護施設等での処遇改善に関する調査研究」（2012-2014文部科学省科学研究費助成）等

はじめに

最近の報告されている統計を見て見ますと児童虐待・いじめ・不登校などの事象は児童数の減少の中でも増加傾向にあります。特に児童虐待といじめの件数は急増しています。反面、暴力行為など表面に現れる非行の事象は減少傾向にあります。小学校での増加の問題とともに表面的には数字になって現れにくいネット上での問題が多くなっている傾向にあります。

また、最近ではスマホなどによるネットやゲーム等への依存が強い子どもが増加しており、和歌山県の小中学生によるゲーム等の利用



時間は全国平均よりも高い状況にあります。ゲーム等への依存は生活習慣の乱れや学力の低下との関係が高いと言われています。和歌山県教育委員会では「学校における依存症対策有識者会議」を立ち上げたところであり、今後、依存症等予防及び防止教育の施策を講じていくことになっています。

このような課題に直面する子どもたちは何らかのトラウマ(心の傷)を負い、PTSD(心的外傷後ストレス障害)となつて、将来にわたつての生活に支障を来す場合が多いことを念頭に置いて対応することが重要であります。

特に児童虐待やいじめは継続的なトラウマ体験が続くことが多いために、人を信じることができなくなるだけでなく、自己否定感情が強くなり自分も信じることができないう大変な課題を持った

人生を歩むことになります。

また、これらの事象は社会情勢や文化を反映した課題でもあり、どこにでも誰にでも起こりうる可能性を持っており、特別なものではないという認識で取り組む必要があることを強調しておきたいです。

そしてこれらの諸課題に苦しんでいる子どもたちには、「これらの課題を乗り越えて人格が成長する機会である」と前向きに考えて支援していくことが大切だと思っています。これらの課題への対応は子ども自身や家庭だけの解決は困難な場合が多く、社会全体で支援していくという考え方が重要になります。

今回はいじめ問題を通して、その原因や背景を探りながら社会的に問題となる課題や対応策を考えていきたいと思えます。

## 1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成二十五年九月二十八日施行）でのいじめの定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」となっています。要約すれば「日頃、子ども同士が何らかの関係性がある中で、加害者が心理的・物理的な影響を与えて、被害者が心身の苦痛を感じているもの」と言えると思います。

いじめ防止対策推進法ができるまでの文部科学省の定義にあつた「自分より弱いものに対して」「一方的に」「継続的に」「深刻な」と

いった文言が削除されました。これは「いじめられていた弱者がネットなどでいじめる側に逆転する可能性があること」、「一回でも被害者が苦痛を感じていけばいじめとして認知していくことが大切である」、「深刻さは客観的に行うより被害者の気持ちを優先して認知する」という考え方が定義の改正に盛り込まれているからだと考えます。

学校はいじめの実態が一回であつても、いじめられた子どもの立場に立つて、被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていけばいじめと認知して文部科学省に報告し、対応策を講じていかなければならないことになっています。

この法律では「いじめの防止等のための対策の基本理念」、「いじめの禁止」、「関係者の責務」等を定めています。



## 2. いじめの実態

平成三十年度の全国小・中・高等学校及び特別支援学校での認知件数は543、933件（前年度414、378件）と前年より129、555件も増加しており、児童生徒1、000人当たりの認知件数は40.9件であります。

それまでの件数を見てみますと平成十七年度は20、143件であったのが、大津市で起こったいじめによる死亡事件直後の平成十八年度に124、893件と急増していますがその後、漸減して平成二十三年度は70、231件になっていました。それが法制定後は急激に増加の傾向にあります。

平成十七年当時、学校が挙げている不登校の原因背景の中で、いじめとの関連は1く2%だけだったのですが、私のゼミ生が行った不登校生徒からの調査では70%以上がいじめとの関連性を挙げていました。調査結果を見る場合、誰からの調査であるかを確認しておく必要があるようです。

いじめの件数はいじめ防止対策推進法ができるまでは、大きな事件が報道された直後や定義が改正

された直後は急増していますが、その翌年から急激に減少することを何回も繰り返しています。学校はいじめに対する感度が低く、いじめの発見や認知をしにくい体質にあったといわざるを得ません。

平成三十年度の和歌山県でのいじめの認知件数は5、834件(前年度4、312件)で1、000人当たりの認知件数は58.1(全国40.9)で十二位と全国的にも高い位置にあります。私は認知件数が高いことが直接問題であることに結びつかないと思っています。和歌山県のいじめの解消率が非常に高いことから、いじめの早期発見による対応がいじめの解消につながっている良い傾向と考えています。

私は教育委員に任命された年にいじめに関する研修を他府県の教育委員の皆さんと一緒に受けたこ

とがあります。そのときは和歌山県の認知件数はかなり高かったのですが、隣りにいる方の県は非常に低い状況にありました。研修を進めていく中でその方は「はじめは認知件数が低いことは良い傾向だと思っていたが、むしろ発見・認知ができていない体質にある」という心配の方が強くなってきた」と言われていました。いじめの認知件数が高くても小さないじめを見逃さずに発見・認知して解消している学校の方が積極的にいじめの解消に取り組んでいる学校だと考えます。

いじめは誰にでもどこにでも起こるものであるという認識で早期発見・早期対応が重要であると思っています。

最近の傾向として、いじめは小学校低学年での増加が目立ちますが、その後減少して中学校一年生

でも増加しています。中一ギャップと呼ばれています。不登校・ひきこもり・暴力行為なども共通して中学校一年生で急増する傾向にあります。いじめは暴力行為と同じように二年生をピークに三年生で減少していますが、不登校は三年になっても増加の傾向にあります。いじめや暴力行為は進学をあまり意識しないですむ時期での遊び型・発散型が多く、どこまで許されるかを試すような形で現れているように思います。反面、不登校の子どもは進学のストレスに押しつぶされやすい傾向にあるのかもしれない。

### 3. いじめの特性

#### (1) 幼児期のいじめとの関連

私は平成五年当時、和歌山県中央児童相談所で「子どもと家庭のテレフォン110番」という電話

相談事業を立ち上げる担当になったことがあります。児童相談所の一般的な相談でのいじめ相談はほとんどなかったのですが、この電話相談でのいじめ相談は結構ありました。

その多くは「幼児期のものの取り合い」を親がいじめられていたりと考えて過剰に心配している内容が多かったように記憶しています。

三歳前後の子どもは自己中心的ではあります。自己を主張しながらも他の子どもとの関わりで対人関係のルールを覚えていく時期でもあります。

この時期にはものの取り合いなどによりケンカをすることで、自分と相手の体の痛みや心の痛みを体験して対人関係での適応の仕方を学んでいく時期でもあると考えます。このような対人関係での葛

藤体験とそれを乗り越える体験を積んでいない子どもが、思春期になって対人関係のトラブルで落ち込んでしまい不登校になったり、ひどいいじめをしても平気である子どもになる可能性が高いと考えられます。

子どもは見守りながらも必要以上には介入せず、繰り返す丁寧に行動の仕方を学んでもらう必要があると考えています。親の行動がモデルになる時期ですので親や周囲の大人は子どもたちに対人関係での良いモデルを示していただきたいと思っています。

#### (2) 個性に対する考え方の問題

いじめの対象となる子どもは、体型や風貌などが異なっていたり、能力的な面での差や人格面での個性がある子どもが対象になりやすいようです。个性的特性が強



い発達障害の子どももいじめの対象になることを多く見かけます。

いじめは個性を尊重しない社会的背景の中で生じやすいとも言えますので、いじめの防止のためには個性を理解して尊重する教育や啓発的取り組みが重要と考えます。

障害も一つの個性と考えることができませんので、個性を尊重しない社会は障害をも受け入れにくい社会となるのではないでしょう



か。

### (3) 防衛機制としてのいじめ

いじめる側といじめられる側は共通した弱さを見いだす場合があります。いつも勉強のことで注意されている子どもが自分よりも勉強ができない子どもを見つけて勉強ができないことをからかったり攻撃したりする場面です。

これは「投影」という防衛機制で、「自分でも認めがたい欲求や衝動、あるいは弱点などを他人の中に見いだし、それを指摘したり非難することによって、不安を解消すること。自信のない人ほど、他人の欠点を非難したりする。」と説明されています。

私もよく子どもに叱っているときに、自分の欠点を子どもの中に投影して、そうならないように過剰に叱っていることに気づくこと

があります。ゆとりがなくて父性的な枠組みが強すぎると誰にでも生じやすい現象であると思えます。子どもは親をモデルとして同じような行動の仕方を学習していきますので、このような現象に気づきながら、受容的で母性的な機能を高めていく必要があると思えます。

他にも「置き換え」という防衛機制があり、「ある対象に向けていた感情や態度が、別の代理の対象に向けて表現されること。会社の上司に対する不満や敵意を、上司にそのままぶつけるのではなくて、自分の直属の部下に当たったりすることなどがこれである。」と説明されています。親子関係や友達関係で自分よりも強い立場にある人からのストレスがたまっていく子どもが自分より弱い子どもにストレスを発散するよう

に攻撃するいじめがこれに当たると思えます。

このような防衛機制を理解することによりストレスや不安の解消を図ることもいじめの軽減につながると思います。

(4) 子どものSOSが伝わりにくい支援を必要としている子どものSOSを親や学校の先生が受けと



められずに不幸な事件になることを時々見かけます。

その第一の理由として、家庭でも学校でも子どもと一緒に関わる時間が少なくなったことがあげられます。

家庭では小学校低学年ぐらいまでは親子で遊びに行くなど、一緒に行動することが多いのですが、高学年ぐらいから家族間の交流が少なくなり、子どもの心情を確認する機会が少なくなっているようです。子どもは塾やクラブ活動に行くことが多くなることや与えられた自分の部屋にいることが多くなる傾向にあります。親の方も仕事に出ることが多くなって、物理的にも時間的にも子どものつらい気持ちを知り察知する機会が少なくなっているように思います。

スクールカウンセラーとして学校に勤務してわかったことです

が、学校でも先生方の業務が大変忙しい状況にあります。休み時間に子どもと遊んだり話をすればいいのは発見されやすいし、子どもの危機的な心情も察知できると思うのですがその時間があまりとれない状況がうかがえます。

家庭でも学校でも子どもと自由にふれあえるような時間帯を確保することが必要だと思えます。

第二に、子どもが親や学校の先生にいじめられてつらい心情を必死に訴えても受けとめてくれないことも多いようです。追い詰められた心情をわかってくれると思っていたのに「頑張り」と励まされたり、客観的に「あなたも問題があったのではないか」と指導されることがあるようです。心が傷ついた子どもには、励ましや指導よりも子どもの心情に寄り添うという関わりの大切さを確認したいと

思っています。

#### (5) いじめの構造

子育て相談の助言者として参加させていただいたとき、「子育てで一番心配していることは何ですか？」の質問に対して、「うちの子がいじめられていないかが心配である」という回答が多くありました。その心情はよくわかりますが、よく考えてみるといじめられる側よりもいじめに加担する子どもの方がはるかに多いのです。「うちの子がいじめに加担していないか」も考えていただきたい課題でもあります。

森田洋司先生は「いじめの構造は被害者、加害者、観衆及び傍観者の4層から成っており、ほとんどの子どもは何らかのいじめに関わっている」と言っています。

また、河合隼雄先生は「いじめ

は集団の中で一体感を強めるために誰かを犠牲にしていくスケープゴート(いけにえ)としての現象であり、意識的・無意識的にいじめに加担してしまうことがある」と言っています。

いじめ問題は集団全体に関わることであり、加害者と被害者だけの解決を図るのではなく集団全体の問題として解決を図っていく必要があると考えます。いじめの構造は同和問題の構造と酷似しており、同和問題を生み出した文化が残っているような気がしています。

いずれにせよ、いじめは大きな人権問題であり、学校全体で解決を図らなければならぬ課題であると考えます。子どもは家庭や地域をモデルにした行動が多く見られますので、家庭や地域を巻き込んだ解決や支援を行うことも必要

になると考えています。

#### 4. いじめの対応策

(1) いじめられた子どもへの心のケア  
いじめの被害を受けた子どもは深刻な心の傷を負い、いじめが解消された後も急につらい感情が襲ってくる症状(フラッシュバック)、勉強や遊びなどにも取り組めなくなる回避症状やボーとしてしまい思考や感情が麻痺する症状及び不安や興奮が強くなって眠れなくなるような過覚醒の症状などが生じるといわれるPTSD(外傷後ストレス障害)症状となって、将来にわたって生活に支障を来すことが多くなるようです。

対応に当たってはいじめられた子どもへの心のケアが優先されます。できるだけ早い時期での発見と初期対応が有効であります。抑うつ的になっている子どもには励



ましよりもしつかりとつらい気持ちに寄り添ってあげていただきたいと思います。

子どもの傷ついた気持ちを受容できる深い愛情と信頼で結ばれた人間関係に加えて安心できる居場所を与えて子どもが自分に対する自信を回復することが重要になります。

心のケアに当たってはスクールカウンセラー等を活用していただければ良いかと思えます。

## (2) 予防的な視点から

乳幼児期の発達課題をうまく達成して集団に適応できる人格の基礎をつくるのが、児童期になって、いじめをしない子に育て、いじめを受けても対応できる子どもに育てることにつながると考えています。

佐々木正美先生はエリクソンの

発達課題を説明する中で、「乳児期に基本的な信頼感を育て、人を信じる力と自分を信じる力を豊かに身につけ、幼児期には自分の衝動や感情を自制して社会規範を守る『自律性』を身につけることが大切な時期である」と言っています。乳幼児期に自分の価値を知らずながら相手の存在を尊重できる人格を形成することにより、いじめに対応できる子どもに育てて欲しいと思えます。

家庭では温かいふれあいの機会を多くし、相手を尊重して受け入れるモデルを親が示すとともに、身近な集団生活での倫理や社会規範について話し合っ、生き方につながる家訓のようなルールづくりが必要な時代になっていると考えます。

## おてらおやつクラブに参加します。

お供えのおやつや果物などを貧困でおやつが買えないご家庭におすそわけする活動です。おやつに限らず、使わなそうな缶詰や乾物など生鮮品でないものを正教寺へお持ちください。詳しくはホームページをご覧ください。

おてらおやつクラブ  
<http://otera-oyatsu.club/>



おてら  
おやつ  
クラブ

お寺から  
「おそなえ」を  
「おさがり」として  
「おすそわけ」

お寺にお供えされた「おやつ」を、  
 仏さまから私たちへの「おさがり」として頂戴し、  
 ご縁のある皆さまへ「おすそわけ」いたします。  
 お子さまやご友人らと分け合いながら  
 お召し上がりくださいませ。